

平成26年度 第15回庁議要旨

日時：平成26年11月4日（火）

午前9時00分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市復興まちづくり情報交流館の設置について（総務部）

復興のまちづくりや地域の取り組みに関する情報、東日本大震災の記録と記憶の発信（展示）と、被災者同士や被災者と来訪者の交流や懇談の場として石巻市復興まちづくり情報交流館を設置し、条例・規則を整備するもの。

(1) 主な内容

ア 情報交流館 まちなか（中心市街地）の概要

(ア) 設置目的 復興のまちづくりや地域の取り組みに関する情報、東日本大震災の記録と記憶の発信と、被災者同士や被災者と来訪者の交流や懇談の場として設置する。

(イ) 設置場所 石巻市中央2丁目100番9

(ウ) 設置時期 平成27年3月上旬

(エ) 施設内容

- ・市民等が集える交流スペース
- ・地域の現状、復興工事の進捗状況を発信する地域情報スペース
- ・震災伝承等震災復興プロセススペース
- ・復興計画概要等を発信する復興まちづくりスペース

(オ) 施設規模 軽量鉄骨造平屋建（プレハブ）、建築面積 136.71㎡

イ 条例・規則の主な内容

(ア) 開館時間 午前9時30分から午後9時までとする。ただし、復興まちづくり展示スペース及び震災復興プロセス展示スペースについては、午後6時までとする。

(イ) 休館日 火曜日（祝日の場合は、その翌日）及び12月31日から翌年1月1日まで

(ウ) 使用料 無料

※雄勝、牡鹿については、平成27年第1回定例会で条例改正を予定

・雄勝 伊勢畑地区 設置時期：平成27年8月頃
施設規模：軽量鉄骨造平屋建（プレハブ）
建築面積 125.60㎡

・牡鹿 鮎川浜地区 設置時期：平成27年8月頃
施設規模：軽量鉄骨造平屋建（プレハブ）
建築面積 128.75㎡

ウ その他

日和山及び河北については震災伝承のため震災前の写真パネル等を展示する。

(2) 今後の予定

ア 平成26年第4回定例会 石巻市復興まちづくり情報交流館設置条例及び雄勝、牡鹿、河北地域設置工事費等の補正予算を提案

イ 平成27年第1回定例会 設置条例の改正（雄勝、牡鹿）提案

ウ	平成27年3月	まちなか館開館
エ	平成27年第2回定例会	指定管理者の指定を提案
オ	平成27年8月	雄勝、牡鹿開館

2 社会保障・税番号制度推進本部の設置について（総務部）

平成27年10月から国民や法人等に番号を付番し、これらの番号を安全に活用することで社会保障や税に関する迅速な情報連携等を図る番号制度の導入について、全庁的な検討体制を設置し、制度の独自利用や窓口業務の見直し、システム改修、個人情報保護評価、例規整備等を行い、地域住民の利便性向上・行政運営の効率化を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市社会保障・税番号制度推進本部設置要綱を制定し、本市における社会保障・税番号制度の円滑な導入及び活用のための検討体制である石巻市社会保障・税番号制度推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

ア 所掌事務

- (ア) 社会保障・番号制度の導入に関すること。
- (イ) 社会保障・番号制度の推進に関すること。
- (ウ) 前2号に掲げるもののほか、社会保障・税番号制度に関し、市長が必要と認めること。

イ 組織

- (ア) 推進本部
- (イ) 幹事会
- (ウ) 調査検討委員会

(2) 今後の予定

ア	平成26年11月	石巻市社会保障・税番号制度推進本部設置要綱を制定
イ	推進本部	
	平成26年12月	第1回推進本部会議（予定）
ウ	関係各課	
	平成26年中	独自利用の検討、業務フローの見直し等 特定個人情報保護評価の実施（住基・税システム）
	平成27年1月～6月	特定個人情報保護評価の実施（社会保障システム）
	平成27年中	業務フローの見直し、研修の実施等
	平成27年9月	例規整備（個人情報保護条例ほか関係条例の一部改正等）
	平成27年10月	個人番号通知カードの送付
	平成28年1月	個人番号カードの交付
	平成29年7月	団体間情報連携開始（国、県、市町村、日本年金機構、健康保険組合等）

3 放課後児童クラブ利用児童対象年齢（小学校6学年）の拡大について（福祉部）

平成27年度から開始する「子ども・子育て支援新制度」に対応するため、放課後児童クラブの利用対象児童を小学校6学年まで拡大し、放課後児童に対する不安解消及び保護者の安定した就労を支援するもの。

(1) 主な内容

ア 条例改正

利用対象児童を小学校6学年まで拡大する。

イ 施設整備

平成27年度の利用申込み申請数（新1年生～新4年生）に新5・6年生の見込み児童数を推計し、クラブごとに以下の対応を行う。

- (ア) 現状施設での対応（向陽地区放課後児童クラブほか32クラブ）
- (イ) 新たな専用教室の活用（中里地区放課後児童クラブほか4クラブ）
- (ウ) 新たな余裕教室の活用（石巻地区放課後児童クラブほか4クラブ）

(2) 今後の予定

ア 平成26年12月 市議会第4回定例会に放課後児童クラブ条例改正を提案

イ 施行予定年月日 平成27年4月1日

ウ 平成27年1月 5・6年生の利用申請受付

4 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の保育料について（福祉部・教育委員会）

現在、保育所保育料は、現行・児童福祉法第56条第3項を根拠として石巻市保育所条例に基づき徴収しており、その額については、保護者等の収入や児童の年齢等に応じ、石巻市保育所条例施行規則で定めている。平成27年4月の子ども・子育て支援新制度開始に向けた例規の整備において、保育料の上限額等を条例で定めるよう国から示され、また、子ども・子育て支援新制度の事業として行う認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（0歳児～2歳児を対象とした小規模・家庭的・事業所内・居宅訪問型の各保育）の保育料（利用者負担額）については、国において定める基準額を限度として市町村が定めることとされていることから、この上限額を定めるもの。

(1) 主な内容

徴収根拠、利用者負担額の上限等を次のとおり条例で定める。

ア 保護者等から保育料を徴収すること。

イ 年齢階層・認定区分に応じた保育料の上限額

区分		新上限額	現行上限額 (認可保育所)
1号認定子どもに係る保育料 (認定こども園・私立幼稚園)	4歳児・5歳児	13,800円	—
	3歳児	16,800円	—
2号認定子どもに係る保育料 (認定こども園・認可保育所)	4歳児・5歳児	30,500円	30,500円
	3歳児	37,000円	37,000円
3号認定子どもに係る保育料(0歳児～2歳児) (認可保育所及び小規模・家庭的・事業所内・居宅訪問型の各保育)		65,000円	65,000円

※私立認可保育所の保育料は、公立認可保育所と同様の基準で、市が徴収し、また、小規模・家庭的・事業所内・居宅訪問型の各保育の保育料は、公立認可保育所と同様の基準で、各事業者が徴収する。

ウ 個々の保育料は、保護者等の負担能力（市民税課税状況等）に応じ、別に定めること。個々の保育料の額は、保育所条例施行規則で定める現行の保育料と同程度の水準とし、子どもの年齢階層、保護者等の負担能力に応じ、上限額以内で規則で階層設定する。

エ 延長保育料及び一時預かり保育料の徴収及び額

延長保育料及び一時保育料は、現行の延長保育料及び一時保育料と同程度の水準とする。また、私立保育所は各施設で額を設定し、各施設が徴収する。

(ア) 延長保育料

区分	新延長保育料額	現行延長保育料	
		各月利用回数	徴収基準額（月額）
延長保育料	30分以内の延長につき150円 以降30分ごとに150円を加算	1回から5回まで	800円
		6回から10回まで	1,200円
		11回から15回まで	1,600円
		16回以上	2,000円

(イ) 一時預かり保育料（現行の一時預かり保育料は、新料金と同額）

区分		満1歳以上満3歳未満児	満3歳以上児
一時預かり保育料	1日	2,300円	1,400円
	4時間以下	1,150円	700円

- オ 督促及び滞納処分
- カ 保育料の減免
- キ 規則への委任
- ク 保育所条例の一部改正

(2) 今後の予定

- ア 平成26年12月 市議会第4回定例会に「石巻市保育所等の保育料に関する条例」を提案
- イ 平成27年 1月以降 保護者に対し、入所承諾とあわせて、4月以降の個々の保育料を順次通知及び関係規程の整備
- ウ 平成27年 4月 「石巻市保育所等の保育料に関する条例」、改正・「石巻市保育所条例」及び関連規則の施行

[報告事項]

1 災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止について（生活環境部）

東日本大震災により、本市は甚大な被害を受けたため、自ら全ての災害等廃棄物を処理することが困難であったことから、処理の一部を宮城県に委託して処理を進めてきた。

本年9月26日をもって宮城県の二次処理施設が閉鎖され、平成27年3月31日に本市の委託事務の全てが終了する見込みとなったことから、県に協議のうえ、災害等廃棄物処理の事務の委託を廃止するもの。

(1) 主な内容

災害等廃棄物処理の事務の委託について、委託先である宮城県と協議を行い、平成27年3月31日をもって廃止するために、地方自治法第252条の14第3項で準用する、同法第252条の2第3項の規定に基づき議会に上程するもの。

(2) 今後の予定

- ア 平成26年12月 市議会第4回定例会に議案提出
- イ 平成27年 1月 宮城県に廃止協議
- ウ 2月 県議会に提案（宮城県）
- エ 3月 県からの同意（廃止決定）

2 農地集積・集約化に係る協力金の取扱いについて（産業部）

これまで、東日本大震災の被災地域における農地集積・集約に係る協力金は国の地域農業経営再開復興支援事業として実施してきたが、新たに創設された全国の農地を対象とした農地中間管理事業に統合され、農地集積・集約化に係る協力金の取扱いに変更が生じた

ため、新たに石巻市機構集積協力金交付要綱を制定するもの。

(1) 主な内容

農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人に機構集積協力金を交付する石巻市機構集積協力金交付要綱を新たに制定し、従来の石巻市被災地域農地集積支援事業実施要綱は廃止する。

ア 機構集積協力金

- (ア) 地域集積協力金
- (イ) 経営転換協力金
- (ウ) 耕作者集積協力金

(2) 今後の予定

- ア 石巻市機構集積協力金交付要綱の制定（決裁の日から施行）
- イ 交付申請予定日：平成27年3月上旬
- ウ 交付予定日：平成27年3月末日

3 復興公営住宅におけるペットの飼育について（建設部）

応急仮設住宅等において、被災者の心身の安定に大きな役割を果たしているペットとの共生について、引き続き復興公営住宅の一部においてもペットの飼育を認め、整備を進めている。ペットの飼い主は、他の入居者の生活を尊重し良好な生活環境の維持に努めるものとして、飼い主の責任と義務を規定した石巻市営住宅ペット飼育要綱を制定するもの。

(1) 主な内容

石巻市営住宅ペット飼育要綱の制定

ア 飼育可能な住宅

名 称	位 置
石巻市営黄金浜第三復興住宅1号棟（5戸）、同住宅2号棟（6戸）、同住宅3号棟（4戸）	石巻市渡波字黄金浜
石巻市営浜松町復興住宅1号棟（12戸）、同住宅2号棟（8戸）、同住宅3号棟（6戸）	石巻市浜松町

イ 飼育できるペット等

犬及び猫は1世帯1匹までとし、重さがおおむね10キログラムまでとする。

ウ 飼育の届出

ペットの飼育を希望する入居者は、市長へ届け出なければならない。

エ 飼い主の遵守事項等

人とペットが安心して共生できる住環境の維持保全に努めること等。

(2) 今後の予定

- ア 平成26年11月 石巻市営住宅ペット飼育要綱の制定
- イ 平成27年 1月 浜松復興公営住宅（ペット共生住宅：26戸）の管理開始、以下順次供給開始

以上